平成２５年（フ）第２１８７号
大阪府箕面市粟生新家５丁目17番６号
債務者　宮本　幹人
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９８号
大阪市生野区生野西４丁目17番14号
債務者　中山　洋子
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２１１号
大阪市城東区成育４丁目４番17―303号
債務者　田口　憲司
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６９号
青森市桂木３丁目25番地21
債務者　齋藤　隆浩
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
青森市桂木３丁目25番地21
債務者　齋藤　悦枝
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
青森県つがる市木造増田７番地14
債務者　大澤　浩美
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
青森県五所川原市字田町170番地
債務者　小田桐幸子
1　決定年月日時　平成25年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
和歌山県紀の川市久留壁34番地３山本アパート２階７号室
債務者　辻　　敏伸
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第６１号
和歌山市南出島35番地の１　サンコープラザ102
債務者　伊藤　好謙
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８３号
和歌山県海南市下津町上190番地１
債務者　藤田　直良
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第９９号
和歌山県海南市船尾131番地31
債務者　津井　美枝
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４号
和歌山市園部1126番地の23
債務者　細田　純司
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１２号
和歌山市有家139番地　プラザ日前宮206
債務者　竹下祥一郎
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１１９号
和歌山県海南市日方808―16、住民票上の住所和歌山県海南市下津町丁79番地８
債務者　舟津　圭吾
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１２１号
和歌山県岩出市森28番地
債務者　前垣内　茂
1　決定年月日時　平成25年５月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第４９４７号
東京都小金井市前原町３丁目７―７―103
債務者　井上　　忠
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９５１号
東京都立川市上砂町１丁目13―１　都営上砂町１丁目アパート19棟413
債務者　長谷　幸彦
1　決定年月日時　平成25年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４９６９号
東京都江戸川区上一色１丁目８―19
債務者　長崎　弘二
1　決定年月日時　平成25年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部